

令和2年第2回

各務原市議会臨時会議案

令和2年5月19日

## 目 次

専第 1 号	専決処分の承認について（令和元年度各務原市一般会計補正予算（第 7 号））	別冊
専第 2 号	専決処分の承認について（各務原市税条例等の一部を改正する条例）	1 頁
専第 3 号	専決処分の承認について（各務原市介護保険条例の一部を改正する条例）	9 頁
専第 4 号	専決処分の承認について（令和 2 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 号））	別冊
専第 5 号	専決処分の承認について（各務原市税条例の一部を改正する条例）	1 2 頁
専第 6 号	専決処分の承認について（各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	1 5 頁
専第 7 号	専決処分の承認について（各務原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	1 9 頁
専第 8 号	専決処分の承認について（各務原市介護保険条例の一部を改正する条例）	2 2 頁
専第 9 号	専決処分の承認について（令和 2 年度各務原市一般会計補正予算（第 2 号））	別冊
議第 3 5 号	令和 2 年度各務原市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議第 3 6 号	令和 2 年度各務原市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊



## 専第2号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月19日報告

各務原市長 浅野健司

## 専決第4号

### 各務原市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

各務原市長 浅野健司

各務原市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市条例第18号

## 各務原市税条例等の一部を改正する条例

(各務原市税条例の一部改正)

第1条 各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第27条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第27条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第38条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第42条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に、「若しくは所有者」を「、若しくは所有者」に、「又は所有者」を「、又は所有者」に、「、同日前」を「同日前」に改め、同条第4項中「、震災」を「震災」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「これを固定資産課税台帳」を「、固定資産課税台帳」に、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第42条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「法令」を「、法令」に、「によって」を「により」に、「若しくは収益することができる」を「、若しくは収益することができる」に、「においては」を「には」に、「又は収益することができる」を「、又は収益することができる」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に、「間は当該」を「間は、当該」に、「課する」を「課することができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨

を当該使用者に通知しなければならない。

第49条第2項ただし書中「基準年度の固定資産税」を「、基準年度の固定資産税」に改め、同条第3項中「当該価格」を「、当該価格」に改め、同項ただし書中「基準年度の固定資産税」を「、基準年度の固定資産税」に、「、又は市内」を「又は市内」に、「においては当該」を「においては、当該」に改め、同条第5項ただし書中「第2年度の固定資産税」を「、第2年度の固定資産税」に、「、又は市内」を「又は市内」に改め、同条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第49条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第61条の3の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第61条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第62条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第81条の2第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次

に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第81条の4第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第81条の4第1項中「第81条の2第2項」を「第81条の2第3項」に改める。

第116条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第7条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「法附則第6条第4項」を「、法附則第6条第4項」に改める。

附則第9条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第9条の2中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「又は第34項」を「又は第33項」に、「第34項又は法」を「第33項又は」に改める。

附則第9条の3第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項



を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第9条の3第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項を同条第16項とする。

附則第10条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第11条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第11条の3中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の2の2中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第14条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

(各務原市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 各務原市税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち各務原市税条例第12条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付する。

附則第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の各務原市税条例（以下「新条例」という。）第27条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

2 新条例第27条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第42条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第42条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第61条の4の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第9条の2の規定の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

## 専第3号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月19日報告

各務原市長 浅野健司

## 専決第5号

### 各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

各務原市長 浅野健司

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市条例第19号

## 各務原市介護保険条例の一部を改正する条例

各務原市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万2,050円」を「1万7,640円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「3万870円」を「2万3,520円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「4万2,630円」を「4万1,160円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の各務原市介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。



## 専第5号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月19日報告

各務原市長 浅野健司

## 専決第9号

### 各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

各務原市長 浅野健司



各務原市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月30日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市条例第20号

## 各務原市税条例の一部を改正する条例

各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第9条の2中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則第9条の3に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第14条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第22条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 専第6号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月19日報告

各務原市長 浅野 健 司

## 専決第10号

### 各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月30日

各務原市長 浅野健司

各務原市条例第21号

## 各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

各務原市国民健康保険条例（昭和38年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「次条第2項において」を「以下」に改める。

第22条に次の1項を加える。

- 3 市長は、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

第24条第2項に次のただし書を加える。

ただし、納期限までに提出ができないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

附則に次の4条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第9条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（令和2年1月1日から規則で定める日までの間の日に限る。）から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を当該期間における就労日数で除した金額（その金額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額（その金額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があ

るときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、同条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第11条 前条に規定する者がその受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

第12条 附則第9条第1項、第10条ただし書及び前条第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けられる場合には、行わない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第9条から第12条までの規定は、令和2年1月1日から適用する。

## 専第7号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月19日報告

各務原市長 浅野 健 司

## 専決第11号

各務原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

各務原市長 浅野 健 司



各務原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月30日

各務原市長 浅野健司

各務原市条例第22号

各務原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

各務原市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）広域連合条例附則第15条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付  
第6条に次の1項を加える。

3 市長は、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 専第8号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月19日報告

各務原市長 浅野健司

## 専決第12号

### 各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

各務原市長 浅野健司

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月30日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市条例第23号

## 各務原市介護保険条例の一部を改正する条例

各務原市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 3 市長は、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、期限までに提出ができないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

